資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千三百五十万円減少し五百万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十七年一月十五日であり、株主総会の決議は、平成二十六年十一月二十七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十六年十二月八日

岡山県備前市日生町日生八五七番地

有限会社西村商店

代表取締役　西村　節三

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九百五十万円減少することにいたしました。

なお、減少する資本金の全額を資本準備金といたします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

計算書類の公告義務はありません。

平成二十六年十二月八日

福岡県春日市下白水北六丁目一四四番地一

有限会社り華

取締役　水谷美智子

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六〇億円、資本準備金の額を一一四億円減少し、それぞれ二三二億円、六二億九二七二万五二二円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十七年一月十九日です。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年十月二十八日

掲載頁　九十六頁（号外第二三八号）

平成二十六年十二月八日

神戸市東灘区向洋町中一丁目一七番地

プロクター・アンド・ギャンブル・ジャパン株式会社　代表取締役　奥山　真司

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十六年十二月二十三日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十六年十二月八日

札幌市北区新川西二条一丁目二番一号

北海道システム・サイエンス株式会社

代表取締役　水谷　幸雄

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十六年十二月二十三日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十六年十二月八日

東京都千代田区西神田三丁目二番一号住友不動産千代田ファーストビル南館四階

株式会社コラボス

代表取締役　茂木　貴雄

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十六年十二月二十三日を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、平成二十六年十二月二十四日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十六年十二月八日

大阪市城東区中央二丁目一〇番一九号トキワビル「フロム城東」常盤興産株式会社

代表取締役社長　岩崎　裕司

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年十二月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年十二月八日

札幌市北区新川西二条一丁目二番一号

北海道システム・サイエンス株式会社

代表取締役　水谷　幸雄

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年十二月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年十二月八日

東京都千代田区神田司町二丁目七番地

株式会社綜合技術コンサルタント

代表取締役社長　柳澤　昭洋

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年十二月二十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年十二月八日

富山県高岡市戸出栄町四六番地の一

株式会社能作

代表取締役　能作　克治

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社上信観光バスと合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十七年四月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十六年十二月八日

群馬県高崎市鶴見町五一番地

ときわ観光バス株式会社

代表取締役　竹内　守

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社ヒューマンと合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十七年三月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十六年十二月八日

熊本県合志市福原一番地三五

トレジャーオブテクノロジー株式会社

代表取締役　工藤　正也

限定承認公告

本籍茨城県稲敷郡阿見町大字福田二一一番地一四、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　武田　康

右被相続人は平二十六年八月十九日死亡し、その相続人は平成二十六年十一月二十七日水戸家庭裁判所土浦支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月八日

茨城県稲敷郡阿見町大字福田二一一番地一四

相続財産管理人　武田　実幸

限定承認公告

本籍横浜市西区霞ヶ丘八〇番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　岩井　伸一

右被相続人は平成二十六年八月三日死亡し、その相続人は平成二十六年十一月二十六日横浜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月八日

横浜市西区霞ヶ丘八〇番地

相続財産管理人　岩井　朱美

限定承認公告

本籍新潟県新潟市秋葉区新保一七二三番地、最後の住所大阪市西区九条一丁目二五番八号六〇二

被相続人　亡　川瀬　伸一

右被相続人は平成二十六年九月九日死亡し、その相続人は平成二十六年十一月二十一日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月八日

新潟市中央区学校町通一番町一二番地市役所前ビル五階新潟青山法律事務所

相続財産管理人川瀬隆男

代理人弁護士　若槻　良宏

限定承認公告

本籍福岡県太宰府市朱雀三丁目一七五番地二、最後の住所福岡県太宰府市朱雀二丁目一五番一一〇一号　被相続人　亡　菊武　清隆

右被相続人は平成二十六年八月二十二日死亡し、その相続人は平成二十六年十一月二十七日福岡家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十二月八日

福岡市東区千早五丁目三一一八一二〇二

相続財産管理人　菊武　大介

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十七年一月九日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十六年十二月八日

東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目一九番一八号

株式会社大京アセットウェーブ

代表取締役　関　浩一

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十二月四日付特第二四号二ページ●同第二七二号六四ページ●同十一月官報目録一二ページ

◉付録　ページ●同月同日付特第二五号二ページ●同月八日付政府調達第二二九号三三ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、六四二円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）